

# 相続税法

## 本試験問題

### 【第一問】問2

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。  
〔設例〕

個人X（居住者）が代表理事を務める一般社団法人Z（内国法人）は、令和2年6月1日に、個人Xから現金8,000万円の贈与を、その配偶者Yから現金5,000万円の贈与をそれぞれ受け、計1億3,000万円を取得した。

令和5年9月に個人Xは死亡した。一般社団法人Zの理事は、相続開始直前まで、個人X、配偶者Y及びこれらの者の子2人の計4人であり、相続開始時における一般社団法人Zの純資産額は4億円であった。なお、個人Xの遺産はないものとする。

- (1) 一般社団法人Zの令和2年分の贈与税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 個人Xの相続に係る一般社団法人Zの相続税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

### 【第二問】【資料1】3(1)

- (1) 宅地Fは、兄Bに遺贈する。

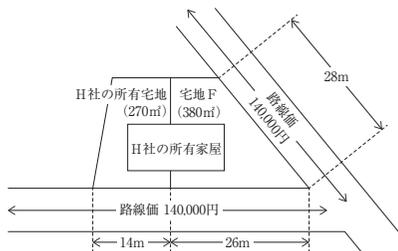
宅地Fは、三大都市圏にある路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりであり、隣接する以下の(3)のH社の所有宅地とともに同社の所有家屋（同社の事業の用に供されている。）の敷地の用に供されている。宅地Fは、都市計画法に規定する市街化区域（同法に規定する近隣商業地域）に所在しており、容積率は200%となっている。

被相続人甲は、宅地Fを令和2年2月1日より賃貸借契約に基づきH社に対して継続的に貸し付けており、この賃貸借契約に際し、権利金の授受はなく、被相続人甲とH社の連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出している。

兄Bは、宅地Fを相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、賃貸借を継続しており、また、H社も同期限まで引き続き同社の事業の用に供している。

なお、正面路線の判定に当たり、路線価に奥行価格補正率を乗じて計算した金額が同額となる場合には、路線に接する距離の長い方の路線を正面路線とするものとする。

#### ① 宅地Fの地形等



## TAC予想問題

### ●上級演習 第7回【第一問】問1

問1 令和5年4月に個人A（居住者）は、Aが設立した持分の定めない法人B（国内法人）に対し建物及びその敷地の贈与を行った。この贈与財産の利用については、法人Bの理事である個人C（居住者）が特別の利益を受け、Cの税負担を不当に減少させることとなった。

この場合において、次の(1)及び(2)のそれぞれにおいて適用される課税回避防止のための規定について説明しなさい。

- (1) CがAの親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当する場合
- (2) CがAの親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当しない場合

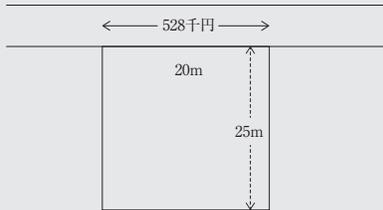
### ●実力完成答練 第3回【第二問】3(4)宅地Q

- (4) 宅地Q（500㎡）は、甥Hが取得する。

この宅地は、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地の上には下記(5)のR株式会社（以下「R社」という。）が所有する建物があり、この宅地は平成27年から被相続人甲がR社に対して賃貸借契約により貸し付けていたもので、被相続人甲とR社との連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。

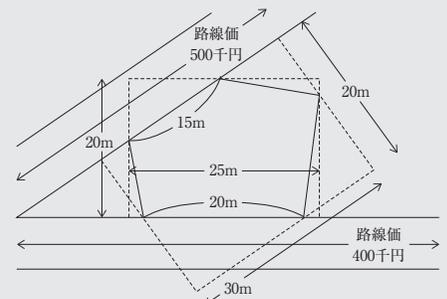
また、甥Hは、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有し、R社に賃貸借契約により貸し付けており、R社は同期限においてもこの宅地を事業の用に供している。



### ●直前予想答練 第3回【第二問】4(3)宅地I

- (3) 「宅地I（350㎡）は配偶者乙へ遺贈する。」

この宅地は、被相続人甲が平成20年から第三者に賃貸し、第三者所有の家屋の敷地として利用されていたが、相続開始後、配偶者乙は令和5年12月にこの宅地をその第三者に譲渡している。なお、この宅地は、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

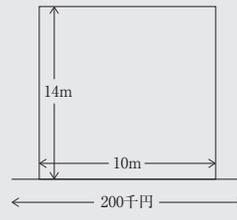


【第二問】【資料1】3(2)

- (2) 宅地Gは、配偶者乙に遺贈する。  
 宅地Gは、倍率地域に所在しており、被相続人甲は、平成30年5月25日に第三者との間で借地借家法第23条の事業用定期借地権等に該当する借地権(設定期間20年)を設定して賃貸していた。評価に当たり必要な事項は次のとおりであり、課税上弊害がないものとして計算するものとする。  
 なお、配偶者乙は、宅地Gを相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、賃貸借を継続している。
- イ 借地権設定時の宅地Gの通常取引価額 20,000,000円
  - ロ 借地権設定時の宅地Gの自用地区としての価額(相続税評価額) 16,000,000円
  - ハ 課税時期の宅地Gの通常取引価額 28,000,000円
  - ニ 課税時期の宅地Gの固定資産税評価額 20,000,000円
  - ホ 借地権設定時に借地権者に帰属する経済的利益の総額 3,000,000円
  - ヘ 課税時期における借地権の残存期間年数に応ずる基準年率による複利年金現価率 14.137
  - ト 借地権の設定期間年数に応ずる基準年率による複利年金現価率 18.508
  - チ 当該地域における固定資産税評価額に乗ずる倍率等(宅地) 1.1倍
  - リ 地積 400㎡

●直前対策補助問題 第8回【第二問】3(4)

- (4) 宅地Jは、配偶者丙が取得する。  
 宅地J(140㎡)は、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、被相続人甲は、事業用定期借地権等を設定し、平成30年から友人丁に貸付けており、友人丁は家屋を建てて自己が営む小売業の用に供している。また、配偶者丙は相続税の申告期限においても友人丁に貸付けている。



- ① 設定時におけるこの宅地の通常取引価額 32,000,000円
- ② 設定時における借地権者に帰属する経済的利益の総額 9,600,000円
- ③ 設定期間 20年
- ④ 残存期間 15年
- ⑤ 残存期間が10年を超え15年以下の場合の減額割合 100分の15

【第二問】【資料1】3(3)

- (3) H社株式1,900株は、兄Bに1,500株、甥Dに400株をそれぞれ遺贈する。  
 この株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。
- イ H社(平成6年3月1日設立)の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。)は、36,000,000円であり、発行済株式総数は10,000株である(全て普通株式であり、議決権は100株につき1個である。)
  - ロ H社の事業年度は1年で、決算期は2月末であり、休業中及び清算中ではない。
  - ハ H社は、舗装工事業(小分類「その他の総合工事業」に該当)を営む会社であり、その株式は「取引相場のない株式」、その評価上の区分は大会社として計算するものとする。
  - ニ 相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

株主の氏名等	所有株式数	株主の氏名等	所有株式数
兄B	2,600株	その他少数株主	2,500株
被相続人甲	1,900株	H社(自己株式)	1,000株
取引先I社	2,000株		
		合計	10,000株

(注) 被相続人甲、取引先I社及び「その他少数株主」は、相互に同族関係者に該当しない。

●実力完成答練 第5回【第二問】3(2)①S社株式

- ① S社の株式 2,000株  
 この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。
- イ S社(昭和57年4月1日設立)の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。)は20,000,000円であり、発行済株式数は10,000株(全て普通株式であり、議決権は100株につき1個とする。)である。
  - ロ S社の事業年度は1年で、決算期は3月である。
  - ハ S社は「生活関連サービス業」に該当する会社である。
  - ニ S社の株式は「取引相場のない株式」であり、中会社(Lの割合0.60)である。なお、S社は株式等保有特許会社及び土地保有特許会社のいずれにも該当しない。
  - ホ 相続開始直前の株主名簿上の株主構成は次のとおりである。各相続人は相続開始の直前においてS社の役員ではなかったが、子Cのみが相続税の申告期限までにS社の役員に就任した。

株主の氏名等	所有株式数	株主の氏名等	所有株式数
被相続人甲	2,000株	S社	2,000株
配偶者乙	500株	S社の取引先等10名	3,500株
子C	2,000株	合計	10,000株

(注)「S社の取引先等10名」は、各者とも相互に同族関係者に該当しない。

- ヘ H社は令和5年2月期以前の3年間において配当をしていない。
- ト H社の年利益金額は次のとおりである。  
 令和5年2月期 20,000,000円(注1)  
 令和4年2月期 △10,000,000円(注2)  
 令和3年2月期 8,000,000円  
 (注1) 保険解約による利益の金額45,000,000円が含まれている。  
 (注2) 発生した欠損金10,000,000円は翌期に繰り越されて損金の額に算入されている。  
 なお、令和4年2月期以前に損金の額に算入された繰越欠損金はない。
- チ H社の利益積立金額は次のとおりである。  
 令和5年2月期 174,000,000円  
 令和4年2月期 167,000,000円

●実力完成答練 第6回【第二問】3(6)O社株式

- ⑦ O社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。
- イ 直前期の年配当金額 110,000円
  - ロ 直前々期の年配当金額 100,000円
  - ハ 直前々期の前期の年配当金額 110,000円
  - ニ 直前期末以前1年間の利益金額 1,000,000円
  - ホ 直前々期末以前1年間の利益金額 1,100,000円
  - ヘ 直前々期の前期末以前1年間の利益金額 1,200,000円
  - ト 直前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 71,000,000円
  - チ 直前々期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 70,000,000円

- リ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

(単位:円)

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A(株価)【上段:各月の株価、下段:課税 時期の属する月以前2年間の平均株価】			
				令和4年 平均	令和5年 4月分	令和5年 5月分	令和5年 6月分
総合工事業	6.0	42	330	223	220	228	230
その他の総合 工事業	5.8	40	325	210	210	212	211

●実力完成答練 第3回【第二問】3(5)R社株式

- 4 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)(抜粋) (単位:円)

業種目	番 号	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A(株 価)					
					令和 4年 平均	令和 5年 3月分	令和 5年 4月分	令和 5年 5月分	令和 5年 6月分	令和 5年 6月分
製造業	10	6.3	28	318	379	353	348	360	356	
食品料製造業	11	6.7	38	390	598	610	609	606	610	
畜産食品 製造業	12	6.7	41	323	514	565	568	570	588	
パン・菓子 製造業	13	8.7	54	639	1,285	1,356	1,353	1,333	1,344	
その他の食 料品製造業	14	6.2	33	343	439	422	420	421	419	

(注) A(株 価)については、【上段:各月の株価、下段:課税時期の属する月以前2年間の平均株価】である。

ヌ H社の課税時期における資産及び負債の額は、次のとおりである。

(単位：千円)

資産の部	相続税評価額	帳簿価額	備考
宅地	( )	10,501	(イ)
借地権	( )	0	(ロ)
J社株式	( )	10,000	(ハ)
その他の資産	709,499	709,499	(ニ)

(単位：千円)

負債の部	相続税評価額	帳簿価額	備考
合計額	250,000	250,000	

(イ) 宅地は、上記(1)の宅地Fに隣接するH社の所有宅地である。  
 (ロ) 借地権は、上記(1)の宅地Fの賃貸借契約に関するものである。

(ハ) J社株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。

- ① J社(平成20年5月1日設立)の資本金等の額は、10,000,000円であり、発行済株式総数は20,000株である(全て普通株式であり、議決権は1株につき1個である。)
- ② J社の事業年度は1年で、決算期は3月末である。
- ③ J社は、建築材料卸売業を営む会社であり、その株式は「取引相場のない株式」、その評価上の区分は小会社として計算するものとし、特定の評価会社には該当しないものとする。
- ④ J社は、設立以来、H社に発行済株式の100%を保有されており、自己株式を有していない。
- ⑤ J社の1株当たりの類似業種比準価額は1,250円である。
- ⑥ J社の課税時期における資産及び負債の額は、次のとおりである。

(単位：千円)

	相続税評価額	帳簿価額
資産の部(合計額)	90,000	50,000
負債の部(合計額)	15,000	15,000

●直前予想答練 第3回〔第二問〕4(8)M社株式

⑥ 課税時期におけるM社の資産及び負債の状況は、次のとおりである。M社は、株式会社N社(以下「N社」という。)の株式を100%保有している。

区 分	資 産 の 価 額		負債の合計額
	N社株式	N社株式以外の資産(注)	
帳簿価額	10,000千円	58,000千円	15,000千円
相続税評価額	下記の⑦参照	65,000千円	15,000千円

(注)「N社株式以外の資産」には、有価証券は含まれていない。

⑦ N社の株式の評価等に必要資料は次のとおりである。  
 N社(平成11年7月1日設立)の資本金等の額は10,000千円であり、発行済株式数は200株(すべて普通株式であり、議決権は1株を1個とする。)であり、事業年度は1年で、決算期は6月である。

N社は不動産管理業を営む会社で、その株式は「取引相場のない株式」であり、その評価上の区分は小会社である。なお、比率要素の3要素ともプラスであり、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しない。

類似業種比準価額により計算した株価は1株当たり65,000円であり、課税時期におけるN社の資産及び負債の状況は、次のとおりである。

区 分	資産の合計額	負債の合計額
帳簿価額	30,000千円	17,000千円
相続税評価額	38,000千円	17,000千円